

第1章 総則

第1節 計画の目的

盛岡市地域防災計画（以下「市計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律 223号）第42条の規定に基づき、盛岡市（以下「市」という。）の市域に係る防災対策に関し、同法第16条第1項の規定に基づき設置している盛岡市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であり、市及び一部事務組合、県の出先機関、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の業務の大綱、処理すべき事務及び必要な体制を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、また、被害を最小限に軽減し、住民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【資料編1-1-1 盛岡市防災会議条例】

第2節 市民・事業所の責務

大規模な風水害等の災害が発生した場合、市及び防災関係機関の対応には限界があることから、市民及び事業所は、防災組織の一員であるという共通認識のもとに、災害の未然防止と応急復旧対策等に積極的に参加するよう努める。

第1 市民の責務

1 個人の役割

自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなどの地域防災に寄与するため、災害に備えた食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を市民自らが行う。

2 自主防災組織の役割

「自分達の地域は自分達で守る。」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火・救助活動を行うことができる防災体制の確立を図る。

3 応急対策活動への協力

市が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2 事業所の責務

1 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

2 地域への貢献

事業活動に当たり、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に協力する。

3 応急対策活動への協力

市が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

第1 岩手県地域防災計画との関係

市計画は、岩手県地域防災計画（以下「県計画」という。）と整合性を有するものとする。

第2 他の法令に基づく計画との関係

市計画は、盛岡市の地域に係る防災対策として、総合的かつ基本的な性格を有するものであって、水防法（昭和24年法律第193号）第33条に基づき策定する水防計画その他法令に基づき策定する計画等は、市計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第3 計画の位置付け

市計画は、市域で発生するおそれがある災害に備えて、災害対策基本法に基づき、市の防災対策の基本方針を示す総合的な計画である。

第4節 計画の運用

第1 計画の習熟

市及び防災関係機関は、市計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によって市計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

第2 計画の修正

市又は防災関係機関は、市計画を現状に即したものにするため、常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り、修正する。

修正の手順は、次のとおりである。

- (1) 市又は防災関係機関は、修正に係る資料等を整備する。
- (2) 市は、整備された内容に係る資料を取りまとめ、市計画修正原案を作成する。
- (3) 防災会議は、市計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について県に報告する。
- (4) 防災会議は、市計画を修正し、その要旨を公表する。

第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 盛岡市

市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 一部事務組合

盛岡地区広域消防組合は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、市消防団と連携してこれに当たり、その活動については、市計画及び盛岡地区広域消防組合の定める消防活動計画等による。

その他の一部事務組合が防災活動を実施する場合は、その組織活動等については、市計画及びそれぞれの一部事務組合の防災に関する計画等の定めるところによる。

3 県

県は、自ら防災活動を実施し、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

4 自衛隊

自衛隊は、県、市及びその他の防災関係機関からの要請に応じて、災害対策に関する支援、協力等を行う。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務が公共性及び公益性を有することから、防災に関する計画を策定し、これを実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には防災対策業務を行い、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

【資料編1-5-1 消防・防災関係機関一覧表】

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 盛岡市

<p>(1) 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災会議に関する事。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関する事。 ウ 防災組織の整備に関する事。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関する事。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関する事。 カ 防災施設及び設備の整備に関する事。 キ 市民の防災活動の啓発及び指導に関する事。 ク その他市域の災害予防対策に関する事。 <p>(2) 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係機関との連絡調整に関する事。 イ 避難の指示及び避難場所等の開設に関する事。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関する事。 オ 被災者の救護及び保護に関する事。 カ 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。 キ 清掃、防疫及びその他保健衛生に関する事。 ク ボランティア活動に対する支援に関する事。 ケ 緊急輸送路の確保に関する事。 コ その他市域の災害応急対策に関する事。 <p>(3) 災害復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 公共土木施設の復旧整備に関する事。 イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関する事。 ウ 社会福祉施設の復旧整備に関する事。 エ 上下水道施設の復旧整備に関する事。 オ その他市域の災害復旧対策に関する事。

2 一部事務組合

機関名	業務の大綱
盛岡地区広域消防組合 (盛岡中央・西・南消防署)	(1) 消防業務に関する事。 (2) 災害情報等の収集及び広報に関する事。 (3) 災害の防御、警戒及び鎮圧に関する事。 (4) 要救助者の救出及び救助に関する事。 (5) 傷病者の救出及び搬送に関する事。 (6) その他防災会議が必要と認める業務に関する事。
盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手・玉山環境組合	一般廃棄物となる災害ごみの適正処理に関する事。
盛岡地区衛生処理組合 盛岡北部行政事務組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関する事。

3 県の出先機関

機関名	業務の大綱
盛岡広域振興局経営企画部	(1) 市が処理する事務、事業の指導及びあっせんに関すること。 (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。 (3) その他災害の防除と拡大の防止に関すること。
盛岡広域振興局保健福祉環境部	災害救助に係る連絡・調整に関すること。
盛岡広域振興局土木部	(1) 所管する土木施設及び河川の防災対策及び復旧対策に関すること。 (2) 災害時における土木関係全般の指導及び災害に関すること。
盛岡広域振興局農政部	農地、農業用施設等に係る災害復旧の指導に関すること。
盛岡東警察署 盛岡西警察署	(1) 災害情報の伝達及び広報に関すること。 (2) 危険箇所の警戒に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難に関すること。 (4) 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。 (5) 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。 (6) 防犯その他社会秩序の維持に関すること。
県央保健所	(1) 医療施設の保全に関すること。 (2) 医療救護に関すること。 (3) 防疫その他保健衛生に関すること。
盛岡農業改良普及センター	(1) 営農指導及び技術指導に関すること。 (2) 種苗、農業その他営農資材の確保に関すること。

4 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
盛岡財務事務所	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害査定の立会に関すること。 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
盛岡労働基準監督署	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労あっせんに関すること。

機関名	業務の大綱
	(4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北農政局岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
盛岡森林管理署	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (2) 山火事防止対策に関すること。 (3) 災害復旧用資材の供給に関すること。
盛岡地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所及び北上川ダム統合管理事務所）	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 (6) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 (7) 災害対策支援に係る調整に関すること。

6 指定公共機関

機関名	業務の大綱
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 救援物資の配布に関すること。 (3) 義援金の受付に関すること。 (4) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路（株）東北支社盛岡管理事務所	(1) 高速道路の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。

機関名	業務の大綱
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
日本貨物鉄道（株）東北支社	
東日本電信電話（株）岩手支店	(1) 電気通信設備の整備及び災害の防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	
（株）NTTドコモ	
KDDI（株）	
ソフトバンク（株）	
楽天モバイル（株）	
日本通運（株）盛岡支店	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク（株）盛岡電力センター	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵便（株）盛岡中央郵便局	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

7 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
（株）IBC岩手放送	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
（株）テレビ岩手	
（株）岩手めんこいテレビ	
（株）岩手朝日テレビ	
（株）エフエム岩手	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
（公社）岩手県トラック協会	
（公社）岩手県バス協会	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
I GRいわて銀河鉄道（株）	
岩手県土地改良事業団体連合会	(1) 水門、水路、ため池等の防災上の整備及び管理に関すること。 (2) 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
（一社）岩手県高圧ガス保安協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
盛岡ガス（株）	
（一社）岩手県医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関する
（一社）岩手県歯科医師会	

機関名	業務の大綱
	ること。
(一社) 岩手県薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社) 岩手県栄養士会	災害時における栄養管理に関すること。
(公社) 岩手県看護協会	医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社) 岩手県獣医師会	災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。
(一社) 岩手県建設業協会	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務の大綱
(一社) 盛岡市医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること及びボランティアの受入場所の開設調整に関すること。
農業協同組合、森林組合等	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林水産関係に係る市が実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
盛岡商工会議所	(1) 商工業関係に係る市が実施する被害調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3) 救助物資、復旧用資機材等の確保に対する協力に関すること。
病院等医療関係施設の管理者	(1) 災害時における傷病者等の受入れ及び保護に関すること。 (2) 災害時における被災負傷者の治療及び助産活動に関すること。 (3) 災害時における受入者の保護及び誘導に関すること。
社会福祉施設の管理者	災害時における受入者の保護及び誘導に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の防災上の整備及び管理に関すること。

機関名	業務の大綱
	(2) 水門、水路、ため池等の災害応急対策及び災害復旧に関すること。
学校等の施設の管理者	(1) 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施に関すること。 (2) 避難者の受入れ及び保護への協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時の安全確保及び被害拡大の防止に関すること。 (2) その他危険物の安全確保に関すること。
観光団体	(1) 観光客等への周知及び避難誘導に関すること。 (2) 風評被害対策に関すること。
避難促進施設	(1) 施設利用者等に対する周知に関すること。 (2) 施設利用者等の避難誘導に関すること。

第6節 盛岡市の概況

第1 位置

市は、北上盆地の北部に位置しており、東部に北上高地、西部に奥羽山脈が南北に縦走し、この山間地間を南流する北上川は、東西の山地に水源を有する丹藤川、松川、雫石川、中津川などの支流を合わせて一大水系となり市の中央部を貫流している。

市の面積は 886.47km²で、市域の73.2%は林野であり、市街地の西部平坦地は生産力の高い農業地域となっている。

市域は、北部に八幡平市、岩手町、葛巻町、東部に岩泉町、宮古市、南部に花巻市、紫波町、矢巾町、西部に滝沢市、雫石町の10市町と接している。

また、東北新幹線、秋田新幹線や東北自動車道などの高速交通網により県内外の各方面と連絡しており、県都としてだけでなく、北東北においても物流・交流の拠点として重要な位置にある。

盛岡市の位置



第2 沿革

市の都市としての始まりは、16世紀末の南部氏による盛岡城築城であり、その後は、盛岡藩の城下町として栄えた。盛岡藩は、明治4年（1871年）の廃藩置県により盛岡県、翌年岩手県となった。本市は、明治22年（1889年）、市町村制の施行により盛岡市となり、岩手県の県庁所在地として現在に至っている。

明治23年（1890年）に東北本線が盛岡まで開通し、輸送の主役は北上川の舟運から鉄道に代わっていくとともに、盛岡駅が当時の市街地と北上川を隔てた背面であったため、架橋や新たな幹線道路の設置を促し、その後の市街地形成に大きな影響を与えた。

大正時代には、鉄道駅の開設や支線の開通が相次ぎ、交通結節点としての地位が高まった。

戦後の昭和30年代後半には、人口増加に伴う市街地周辺の宅地開発が進行し、昭和45年の岩手国体を契機に都市施設整備や中心商業地の形成及び都市機能の拡充が進んだ。

さらに、昭和50年代の東北自動車道及び東北新幹線の開通により、高速交通網が整備され、首都圏との交流が一層進むことになった。

この間、隣接町村との相次ぐ合併により市域が拡大し、平成4年に都南村、平成18年には玉山村と合併して現在に至っている。

第3 自然条件

1 地形・地質

盛岡市の市街地の大半は、北上川、雫石川、中津川などの河川が運んできた砂れきによって

形成された扇状地及び段丘上に位置し、地盤は比較的良好である。

市の山地地盤を構成する地質は、東西で異なる。東側の北上高地は、中生代・古生代に形成された堆積岩を中心とし、一部の地域には貫入による花崗岩が分布する。一方、西側の奥羽山脈は、活火山の岩手山を除くと新第三紀の堆積岩及び火山岩が中心となる。

また、北上盆地と奥羽山脈の境界付近には複数の活断層が分布し、盛岡市内には北上低地西縁断層の北端が存在する。

市内の氾濫原・谷底平野は、主に雫石川沿岸及び北上川・雫石川・中津川の合流点周辺から南の北上川沿岸に分布しており、広い範囲で降雨があると、雨水が集中するため、これらの地域は洪水被害を受けやすい地形条件にある。

玉山地域内の北上川や松川及びその支流の地域では、台風や豪雨に起因する河川の氾濫による浸水被害を受けやすい地形条件にある。

段丘類は、沖積段丘が雫石川及び北上川沿いに分布し、段丘は四十四田ダムから北上川沿いに一部分布している。

扇状地は、市西南部の猪去沢や、箱ヶ森から赤林山にかけての山地斜面の東側に分布している。また、緩扇状地は、米内川・中津川の合流点から本町通・清水町付近までと、市南西部の中羽場に分布している。

山麓斜面地形は、市南西部の山地や東部の北上山地中に分布する。旧飛鳥、旧県営都南牧場周辺、大ヶ生などでは、谷幅が広く傾斜の緩やかな山麓斜面が分布している。

大規模な人工改変地としては、湯沢団地・松園・黒石野・桜台の住宅地、盛岡ハイランドカントリークラブ・盛岡カントリークラブといったゴルフ場がある。

2 気象

本市の気象は、次のとおりである。

観測地点	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	最多 風向	平均風速 (m/s)	年間降水量 (mm)	積雪 日数	統計期間
盛岡	10.6	37.2 (注1)	-20.6 (注1)	南	2.9	1,279.9	88.2	大正12年 ～令和4年
好摩	9.9	36.0 (注2)	-21.6 (注2)	南南西	2.3	1,178.5	— (注3)	昭和51年 ～令和4年
藪川	6.4	31.8 (注2)	-27.6 (注2)	西南西	1.3	1,405.1	— (注3)	昭和51年 ～令和4年

注1 盛岡の最高気温・最低気温は、大正12年から令和4年の統計期間内における極値である。

注2 好摩・藪川の最高気温・最低気温は、昭和51年から令和4年の統計期間内における極値である。

注3 好摩・藪川では、積雪の深さを観測していない。

注4 平均気温・最多風向・平均風速・年間降水量・積雪日数は、平年値（統計期間1991年～2020年）である。

第4 社会的条件

1 人口

本市の人口は、28万 9,731人（令和2年国勢調査）である。

岩手県の人口をみると、121万 534人で、昭和45年以降の増加基調が昭和60年から平成2年にかけて減少に転じており、平成2年から平成7年に一時増加したものの、平成7年から令和2年は再び減少に転じている。本市人口は県人口の23.9%を占めている。

本市の人口の年齢構成は、全国的な少子・高齢化傾向と同様に、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加しており、令和2年の国勢調査では、年少人口率が11.9%、生産年齢人口率が59.6%、老年人口率が28.4%となっている。

また、通勤通学による流出入人口では周辺町村からの流入が多く、一貫して流入超過となっており、令和2年は12,625人の流入超過となっている。このため、昼間人口率は104.4%である。

2 産業経済

(1) 産業別就業人口

令和2年国勢調査における第1次産業就業者は4,280人で全体の3.0%、また、就業者のうち約半分は65歳以上の高齢者が占めており、他の産業と比較し高齢化が進んでいる。

第2次産業就業者は18,902人で13.3%を占めているが、全国平均の23.0%と比べると、約半分である。

第3次産業就業者は114,792人で81.0%と極めて高い割合（全国平均70.6%）となっており、仙台市（80.9%）とほぼ並び、第3次産業中心の都市であることを示している。

(2) 産業指標

工業については、盛岡市は県内6位の製造品出荷額であり、11,040,705万円となっており、県全体の4.4%を占めている。主体となるのは、食料品製造業や金属製品製造業などである。（令和3年経済センサス活動調査）

商業では、卸売業が年間商品販売額795,342百万円で県全体の41.0%を占めており、集積機能に優位性を持つ盛岡市に集積している。また、小売業は、年間商品販売額382,543百万円で県全体の30.0%を占めている。（令和3年経済センサス活動調査）

3 土地利用・都市基盤

市域面積88,647haのうち、都市計画区域は44,570haで約50%を占め、うち市街化区域が5,230haで、都市計画区域の11.7%（市域の5.9%）となっている。

市街化区域のうち、住居系用途地域3,941ha（75.3%）、商業系用途地域694ha（13.3%）、工業系用途地域595ha（11.4%）で、工業系用途地域の割合が小さい。

交通については、JR東北新幹線、JR東北本線、JR田沢湖線、JR秋田新幹線、JR山田線、JR花輪線及びIGRいわて銀河鉄道線が通っており、中心駅である盛岡駅を中心に東西南北に伸びている。

道路については、東北自動車道が市域の西部を南北に貫き、盛岡IC及び盛岡南ICが設置され、盛岡南IC南西には流通センターが整備されている。国道は、市街地を南北に貫く4号を中心に、46号、106号、282号、396号及び455号が市街地から放射状に伸びている。

一方、中心部については、市内が戦災を免れたことから、戦後の土地区画整理事業により整備された地区を除き、城下町特有の狭隘な道路で、多車線のネットワークが形成されていない

状況となっている。

汚水処理については、令和4年度末で96.6%（汚水処理人口普及率）となっている。

第7節 盛岡市の災害発生状況

第1 風水害について

1 風害

市で記録されている主な風害は、下表の12事例である。

表のうち、事例番号3、4、6、7、10及び11の発生時期は、冬期から融雪期に発生している。これは強い冬型の気圧配置で、強い季節風が吹いたためと考えられる。被害の内容は、家屋の屋根が飛ばされたり、窓ガラスが割れたりしたことが多数を占める。

また、事例番号2は強風を伴った昭和56年8月23日の台風第15号によるもので、強風による構造物や樹木等の落下による負傷者や、屋根からの転落による負傷者が多数出ている。事例番号8は令和元年10月12日の台風第19号によるものである。

盛岡市の主な既往風害一覧

事例番号	発生年月日	被害地域	被害内容
1	大正13年	飯岡村、湯沢地区	家屋被害10戸
		飯岡小学校羽場分教場	半壊
2	昭和56年8月23日	下太田下川原地区他17箇所	重傷者1名、軽傷者18名
3	昭和59年4月20日	砂子沢	家屋半壊1戸 家屋一部破損6戸
		根田茂	非住宅半壊1戸
4	平成3年2月16日	城西他11箇所	家屋一部破損14戸 家屋・非住宅一部破損5戸 アイスアリーナ一部破損
5	平成21年10月8日	市内一円	家屋一部破損58戸 非住家・施設一部破損43件
6	平成24年4月3日	市内一円	家屋一部破損19件 施設被害66件
7	平成25年4月6日	川目町	家屋半壊1件
8	令和元年10月12日	市内一円	重傷者1名 家屋一部破損58件 非住家全壊1件
9	令和2年3月20日	市内一円	重傷者1名 家屋一部損壊3件 非住家一部損壊6件
10	令和3年2月15日	市内一円	家屋一部損壊3件 非住家一部損壊15件
11	令和3年4月13日	市内一円	家屋一部損壊3件 非住家一部損壊15件

※ 概ね人的被害1名以上又は家屋等被害10件（半壊以上の被害については1件）以上の被害が生じた風害を掲載。

2 水害

市では、過去に水害が多く、明治以降でも数年おきに発生している。被害は市中心部の市街地とその周辺の平地に集中している。

また、水害が発生するような台風や梅雨前線等の大雨では、土砂災害や風害を併発する傾向がある。

既存資料から把握することができる市の水害事例は、人的被害、河川橋りょう流出（落橋も含む）、家屋浸水、その他（道路損壊などを含む。）の4種類である。各被害のうち、昭和20年以降の主要なものは、下表のとおりである。

既往水害のうち特に市に河川氾濫や家屋浸水など多大な被害を与えた水害としては、昭和22年カスリン台風（昭和22年9月16日）、昭和23年アイオン台風（昭和23年9月16日～17日）、昭和34年伊勢湾台風（昭和34年9月26～27日）、昭和41年台風第4号（昭和41年6月28日）、昭和56年台風第15号（昭和56年8月23日）、平成14年台風第6号（平成14年7月11日）、平成19年秋雨前線（平成19年9月17～18日）、平成25年8月9日の大雨、平成25年9月16日の台風第18号といった台風や前線、大気不安定によるものである。

盛岡市の主な既往水害一覧

事例番号	発生年月日	被害内容	備考
1	昭和22年9月16日	死者4名、床上浸水 2,043戸、床下浸水 2,659戸、流出家屋37戸	カスリン台風
2	昭和23年9月16～17日	全壊家屋2戸、床上浸水 155戸、床下浸水 343戸	アイオン台風
3	昭和33年9月17～18日	旧玉山村 永井橋流出、水田等被害 被害面積 55.6ha	台風第21号、第22号
4	昭和34年9月26～27日	半壊家屋1戸、床上浸水53戸、床下浸水 378戸、道路損壊1箇所、河川橋りょう流出3箇所、堤防決壊2箇所、山崩れ2箇所、り災世帯59,290戸	伊勢湾台風
5	昭和41年6月28～29日	床上浸水 275戸、床下浸水 521戸、道路損壊23箇所、橋りょう流出3箇所、土砂崩れ3箇所	台風第4号
6	昭和47年9月12日	旧玉山村 門前寺、玉山、船田、松島地区に径3cmの降雹、被害面積 100ha	雹害
7	昭和54年8月5日	床下浸水44戸、倒壊家屋1戸、中津川決壊、橋の流出	洪水
8	昭和56年8月23日	床上浸水27戸、床下浸水22戸、道路損壊10箇所	台風第15号
9	昭和63年8月29～30日	旧玉山村 集中豪雨による河川、道路の決壊、田畑の埋没、冠水、被害面積 184ha	
10	平成元年9月	旧玉山村 長雨による稲の倒伏、農業施設の被害、災害地域に指定、被害面積 1,397ha	
11	平成2年7月18～19日	床下浸水3戸、集中豪雨による河川、道路の決壊、激甚災害指定（旧玉山村）	
12	平成2年9月20日	床上浸水4戸、床下浸水80戸	

事例番号	発生年月日	被害内容	備考
13	平成3年8月31日	田畑の埋没、冠水、被害面積 156ha	台風第14号
14	平成6年9月30日	河川の増水、道路の決壊、被害面積15ha	台風第26号
15	平成7年8月	豪雨による河川の氾濫、道路の決壊、 激甚災害指定（旧玉山村）、被害面積9ha	
16	平成10年8月	豪雨による河川の氾濫、道路の決壊、 激甚災害指定（旧玉山村）、被害面積28ha	
17	平成14年7月11日	床上浸水21戸、床下浸水 147戸、道路損壊62箇所、 橋りょう損壊2箇所、堤防崩落2箇所	台風第6号
18	平成17年8月15日	床上浸水7戸、床下浸水9戸、国道4号通行止め、 土砂崩れ7箇所	低気圧
19	平成19年9月17～18日	死者1名、床上浸水7戸、床下浸水82戸、国道 106号・396号通行止め、市道冠水・法面崩壊等 74箇所、農地等被害多数	秋雨前線
20	平成25年8月9日	全壊5戸、大規模半壊2戸、半壊13戸、床上浸 水9戸、床下浸水 171戸、道路・橋りょう等被 害 171箇所、農地法面崩壊等 912箇所、その他 土砂崩れ、河川被害等多数	大気不安定
21	平成25年9月16日	全壊2戸、大規模半壊17戸、半壊52戸、床上浸 水1戸、床下浸水30戸、一部損壊3戸、道路・ 橋りょう等被害 112箇所、農地等法面崩壊・土 砂流入等 612箇所、その他農業機械・畜産関係 被害多数	台風第18号
22	平成29年7月23日	床下浸水7戸、一部損壊2戸、敷地内土砂崩れ 2戸、道路・橋りょう等被害80箇所、農地等法 面崩壊・土砂流入等51箇所、その他施設等被害 13箇所（庁舎等4箇所、公園等9箇所）、下水道 噴出等多数	
23	平成29年8月22日	床下浸水3戸、敷地内土砂崩れ3戸、道路・橋 りょう等被害30箇所、河川関係被害10箇所、農 地等被害2箇所、その他施設等被害4箇所	
24	平成29年8月24日	床下浸水3戸、敷地内土砂崩れ2戸、道路・橋 りょう等被害55箇所、農地等被害多数、その他 施設等被害14箇所（庁舎等7箇所、公園等7箇 所）	
25	令和4年8月3日	床下浸水2戸、道路・橋りょう等被害9箇所、 農地等被害多数、その他施設等被害15箇所	前線 低気圧

※ 平成25年度以降については、一般資産水害統計調査において報告対象となった水害を掲載。

【資料編1-7-1 洪水浸水想定区域図】

第2 その他の災害について

1 土砂災害

一般に土砂災害の発生は、台風・豪雨時及び地震時に多く発生しているが、市における既往土砂災害は、全て降雨を誘因としている。

被害内容は、畑や果樹園周辺の自然斜面や法面が崩れたことによる土砂の家屋への流入、道路法面の崩壊などである。

既往資料を見る限り、土砂災害による人的被害の記録はなく、住宅や道路などの物的被害が中心である。把握した土砂災害のなかで、住宅に被害を及ぼした事例は、下表のとおりである。

盛岡市の主な既往土砂災害一覧

事例番号	発生年月日	被害地域	災害種類	被害内容
1	昭和54年8月5日	東桜山	がけ崩れ	半壊家屋1戸
		つつじが丘	がけ崩れ	家屋3戸に土砂流入
		繫	がけ崩れ	つなぎホテル大観
		川目	がけ崩れ	半壊家屋1戸
		東桜山	道路崩壊	家屋1戸に崩壊土砂流入
2	平成22年8月14日	川目	宅地法面崩壊	家屋1戸に土砂流入
3	平成22年8月18日	山岸	宅地法面崩壊	家屋1戸一部破損
4	平成25年8月9日	繫地区、猪去地区、太田地区、乙部地区、黒川地区等を中心に市内一円	がけ崩れ、宅地法面崩壊、土石流	全壊5戸、大規模半壊2戸、半壊13戸、床上浸水9戸、床下浸水171戸
5	平成29年7月23日	上米内、日戸	土砂崩れ	床下浸水7戸、敷地内土砂崩れ2戸

家屋以外の被害としては、道路施設への被害が中心となっている。道路被害の内容は、道路脇の法面崩壊や道路路盤の崩壊による通行への支障の発生と、斜面崩壊による土砂の道路敷地内への流入が主なものとなっている。

土砂災害による住宅被害以外の被害の発生状況は、下表のとおりである。

盛岡市の主な既往土砂災害一覧（住宅被害以外）

事例番号	発生年月日	被害地域	被害内容	備考
1	昭和34年9月26日		山崩れ2箇所	伊勢湾台風
2	昭和41年6月28日		土砂崩れ3箇所	台風第4号
3	昭和54年8月5日	県道盛岡大迫線	土砂崩れ1箇所	
4	昭和56年8月23日		土砂崩れ10箇所	台風第15号
5	平成2年9月20日	山岸地区	がけ崩れ1箇所	
		松園地区	がけ崩れ1箇所	
		県道盛岡大迫線	土砂流出5箇所	
6	平成14年7月11日		土砂崩れ35箇所	台風第6号

7	平成19年9月18日		土砂崩れ31箇所	秋雨前線
8	平成25年8月9日		土砂崩れ57箇所	大気不安定
9	平成29年7月23日		法面崩壊・土砂流出69箇所	大気不安定

2 火山災害

市の中心から北西方向約20kmに位置する岩手山の噴火活動については、貞享3年（1686年）以降の記録が残されており、これまでの約300年間に、14事例の火山活動が記録されている。火山活動の履歴は、下表のとおりである。

噴火により溶岩流や泥流等斜面を火山性物質が流下する現象と推定されるもの、噴気・噴煙が確認されたもの、その他火山性の地震があるが、いずれの事例も被害内容は不明である。

岩手山の活動記録

事例番号	発生年月日（西暦）	年号	被害等の状況
1	1686年3月23日～11月	貞享3年	噴火：溶岩流・泥流、多量の降灰、家屋損壊
2	1687年4月	貞享4年	噴火：噴石、地震群発、噴煙
3	1732年	享保16～17年	噴火：北東山麓（焼走）に溶岩流 1732年1月22日（享保16年12月25日）に噴火を開始し、最盛期は数日で終わり、その後1か月程活動が続いた。
4	1832年9月～1834年4月	文政6～7年	地震群発（岩手・秋田境付近）
5	1919年7月	大正8年	大地獄谷で水蒸気爆発（山頂西3km）、泥流発生、降灰
6	1934年7月～1935年	昭和9～10年	噴気活発化
7	1939年7月～9月	昭和14年	噴気活発化及び小爆発
8	1972年4月10日	昭和47年	噴煙（妙高岳から白色噴煙 300m）
9	1995年9月～	平成7年	低周波地震・火山性微動
10	1995年11月	平成7年	妙高岳から噴気
11	1997年～1998年	平成9～10年	火山性地震多発
12	1998年9月3日	平成10年	岩手山南西地震（雫石町で震度6弱、M6.1）
13	1999年5月29日	平成11年	黒倉山付近から噴気上昇
14	1999年10月4日	平成11年	妙高岳から数メートルの噴気確認

【資料編1-7-2 岩手県火山防災マップ】

3 大火災

市において発生した大火については、享保14年（1729年）以降、300戸以上焼失した火災が7事例発生している。4月、11月の乾燥又は強風時に発生しており、このことは、地勢及び気象の関係から現在も同様の傾向が見られる。

盛岡市の主な既往大火災一覧

事例 番号	発生年月日(西暦)	年号	被害等の状況
1	1729年4月29日	享保14年	城西新築地から出火、全焼 1,933戸、死者6名
2	1732年4月20日	享保17年	水主丁から出火、焼失家屋 327戸、寺院6か寺
3	1748年4月26日	寛延元年	長町から出火、焼失家屋 480戸
4	1778年5月6日	安永7年	城西夕顔瀬片原町から出火、焼失家屋 2,426戸、 寺院22か寺
5	1780年7月6日	安永9年	焼失家屋 130戸
6	1806年4月10日	文化3年	石丁から出火、焼失家屋 541戸、土蔵13棟、鐘楼 1
7	1865年3月4日	慶応元年	盛岡城下厨川村三ツ家から出火、焼失家屋 1,200 戸余
8	1875年4月17～19日	明治8年	山岸浦から出火、焼失家屋30戸
9	1884年11月7日	明治17年	下の橋際、盛岡監獄から出火、焼失 1,432戸
10	2014年4月27日 ～5月5日	平成26年	玉山区林野火災、焼失 78.35ha